

## 会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 平成27年6月12日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 伊藤裕一君
- 5番 長田麻美君
- 6番 山本伸子君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 池辺己実夫君
- 11番 守屋常雄君
- 12番 諸橋太一郎君
- 13番 市川圭一君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 石原幸雄君
- 16番 遠藤憲子君
- 17番 鈴木かずみ君
- 18番 利根川英雄君
- 19番 山越守君
- 20番 板倉香君
- 21番 柳井哲也君
- 22番 中根利兵衛君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
人 事 部 長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	八 島 敏 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	大和田 伸 一 君
監 査 委 員 事 務 局 長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 行政経営課長	飯 野 喜 行 君
人事部次長兼 人 事 課 長	小 川 茂 生 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市 民 部 次 長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由紀夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君

全 参 事

1. 議会事務局出席者

事 務 局 長 滝 本 仁 君

書 記 中 根 敏 美 君

書 記 飯 田 晴 男 君

## 平成27年第2回牛久市議会定例会

### 議事日程第5号

平成27年6月12日（金）午前10時開会

- 日程第 1. 議案第41号 牛久市いじめ防止対策推進条例について
- 日程第 2. 議案第42号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第43号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第44号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第45号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第46号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 7. 議案第47号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8. 議案第48号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9. 意見書案第3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について
- 日程第10. 意見書案第4号 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書の提出について
- 日程第11. 議案第49号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12. 議員提出議案第8号 牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例について
- 日程第13. 議案第50号 牛久市監査委員の選任について
- 日程第14. 議員提出議案第6号 特別委員会の設置について
- 日程第15. 議員提出議案第7号 特別委員会の設置について
- 日程第16. 休会の件

午前10時00分開議

○議長（市川圭一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

市長提出議案第49号及び議案第50号の2件、議員提出議案第6号ないし議案第8号の3件、請願第3号の1件が提出されました。なお、今期定例会において本日までに受理した請願は、お手元に配付のとおり、所管の常任委員会に付託しましたから、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第41号ないし日程第8、議案第48号の8件を一括議題といたします。



議案第41号 牛久市いじめ防止対策推進条例について

議案第42号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第43号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第44号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第45号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第46号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

議案第47号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第48号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（市川圭一君） これより議案第41号ないし議案第48号の8件について、順次質疑を許します。

質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。質疑発言は、議題に関して簡素に明瞭にされるようお願いいたします。

また、答弁に際しましては、的確かつ簡素明瞭にされるようお願いいたします。

なお、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑をされますようお願いを申し上げます。

初めに、議案第41号についての質疑を許します。8番須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、議案41号について2点質問をさせていただきます。

まず、1点目は、この3条から6条、それから7条あたりまで、それぞれの立場での責務ということで、児童生徒、そして市の責務、保護者の責務というような形で載っておりますけれ

ども、教育委員会の責務ということについては、改めては出ていない、市と同じ、同様の位置づけということなのか、自治体によっては教育委員会の責務ということを別項目、条例の中でうたっているところもありますけれども、その点についてどういう経過の中では話し合いがあったのかどうかということと、もう一つ、いじめ防止の観点から、これは8条になってくると思うのですけれども、基本方針を定めるということになっておりますけれども、この基本方針、いわゆる未然防止、早期発見、早期対応を行うようにということで、国のいじめ防止対策推進法でも位置づけられておりますけれども、こうした基本施策、基本方針は、今後どういう形で示されてくるのかという点について、以上の2つでございます。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 須藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、責務についてでございますが、教育委員会の責務が今回は定義されていないということで御質問されておりますが、今回は、これは牛久の場合、牛久市のいじめのあくまでも方針ということで、市を挙げてこの、一層いじめ防止に取り組むという、市の強い意思をはっきり示すということで、教育委員会はもちろん市の一つと考えておりますので、あえて教育委員会という定義はしておりません。

それから、2点目でございますが、基本方針につきましては、今現在、基本方針案というものを持っておりまして、この条例が可決されまして、その後、また一応確認をした上で公表していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、教育委員会の責務ですけれども、まずこの児童生徒の3条のところ、児童生徒の責務というようなことが書かれているわけですね。他の自治体のこの条例を見てみると、ここに一番最初に児童生徒の責務というのが入ってくるというのは、ちょっと少数派のような感じがいたします。そして、なおかつ児童生徒の責務ではなく、いじめの禁止というような文言が入って来たりします。市はというふうにしなればいけない、こういうところの責務というのは、私は当然だというふうに思いますが、ここに児童生徒の責務というのが入っていて、なおかつ教育委員会がないというのは、ちょっと少しバランスに欠けるのではないかなと思います。それぞれの条例の中で、教育委員会がというふうはこのいじめに対処するということが書かれているんですね。

だから、総論でいいのですけれども、教育委員会としてはこのいじめ対策にというふうに取り組むのだというようなことを、やはり条例の中にきちんと市の責務と一体化したような形ではなく入れていくというものも必要なのではないかなということで、この児童生徒の責務、そして教育委員会のそういうのがないということで、それぞれの立場での責務について、さら

にちょっと御答弁いただきたいというふうに思います。

それから、基本方針のほうですけれども、この基本方針のほうには国の対策推進法とかにのっとっているような形で、さまざま具体的な施策、基本的な防止、いじめ防止のための基本的な政策もこの中に入ってくるということなのか、そしてどういう形で市民等に公表するということを現在考えているのか。その点をお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 再度の御質問にお答えをいたします。

先ほど市の責務、中に教育委員会の責務ということで、その点につきましては、先ほども申し上げましたとおり、市の中に教育委員会も属しておりまして、市で、市の責務の中に教育委員会も入っているというふうに御理解をいただきたいと思います。

これは須藤議員がおっしゃいましたとおり、自治体によってはさまざまな条例の定義の仕方をしておりまして、教育委員会の責務というものが載っていない他自治体もたくさんございます。そういった意味で、牛久市としましては、教育委員会は市の責務に属するというふうに考えております。

基本方針につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、その公表につきましては、市のホームページや広報、そういったもので市民に広く示していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 自席で。

○8番（須藤京子君） 児童生徒の責務という言葉で載っているけれども、この辺ちょっと厳しいというか、考え方によってはもう少し違う表現があったのではないかということも言っているのですが、その点について。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） 今、須藤議員、済みません、答弁漏れをいたしました。児童の責務ということで、この責務という見出し、条例上でいくと見出しとなると思うのですが、条文につきましては、内容につきましては行ってはならないということで、その内容的には特に問題はないというふうに考えております。あくまでも見出しで責務というふうにはうたっておりますが、これは見出しはその条文の中身を端的にあらわすものとしてつけてございますので、特に問題はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。17番鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） このいじめ問題が大変大きな問題となってきている中で、この条

例の制定ということなのですけれども、この条例を制定するというこの中に、いわゆるその懸念をしなければいけない問題というのがあるのではないかと思うんですね。子供をその現場で今まで以上に細かく見る必要もあるのですけれども、それが逆にその関心につながるような、そういう側面が出てくるのではないかということが一つ懸念されますね。

それと、あと厳罰主義といいますか、厳しい感覚でこの学校の中での指導が出てくるのではないかというふうに思いますね。それと、家庭での保護者の責務ということもありますし、そういう中で、家庭の子育てにいろんな介入的な、そういう側面が出てくるようなことになりますと、非常に息苦しい教育現場につながってしまうという、そういう側面があって、逆にそのいじめを広げるような、そういうことが出てきたら困るなど、そういうことも考えられるわけなのですが、そうした問題点について、どういう形でこの条例との関係で考えていくのかということが一つです。

それから、いろいろ各地でその数値目標みたいな感じで、いじめに対して実際の数、10いじめがあったとしても、それを5として報告するとか、それは既にいろんなところで行われてきていることだと思うのですが、そういうことに対してどのような対応をとっていくのかというようなことも考えられます。

2回しか質問ができないので、ちょっとまとめていろいろ言ってしまうかもしれませんが、あと重大な犯罪になっていった場合の対応ということがありますが、実際に警察に被害届を出したり、いろいろしていくわけなのですけれども、警察に過度に依存をしていってしまうようなことが生まれたというようなこともあります。

それから、起きてはならないことの中に、大変な問題、重大問題になっていった場合に、これまでの牛久でも経験がありますけれども、その家族、遺族に対して、知る権利があるわけなのですが、それを包み隠さず伝えるということがこれまでされてこなかったというふうに思うのですが、その辺のこと、遺族に対する知る権利を保障するという、その辺について、ちょっと多岐にわたりましたけれども、お願いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） まず、監視になってしまうんじゃないとか、厳罰主義というようなお話がありました。子供たちを監視するという観点なのですが、学び合いという事業をやっております。これは何かというと、今までは1時間ほとんど先生が黒板の前で授業をしているような状況がありまして、子供を見ていないとか、子供に寄り添うという時間がないような授業をしていました。だから、今私たちは学び合いと授業をやっているのは、子供たち同士が学び合う時間をたくさんとって、その分、先生たちが子供のところをずっと回りながら見取っていくというようなことをしています。そういう中で、暗い顔をしている子供とか、ひとりぼっ



ちになっている子供を見つけては寄り添うというのを、毎日毎日の授業の中でやっております。ここで、実はそのいじめなんかを見つけるというパターンも出てきていますので、そういった意味で、子供たちを見ていくということをしておりまして、これらの監視ということにはちょっと当たらないかなということの一つ思っております。

なので、その厳罰主義ということではありますが、いじめられた者を助けるというのは第一ですが、いじめたほうにもストレスがあって発生するということもありますので、全ての子供たちが満足して毎日学級にいられるということ、それから自己有用感とって、自分は常に友達に求められているんだといったことを、毎日毎日の授業の中で育てていくということが、基本的にいじめを防ぐことになればなと考えております。

なので、防止のための市の方針ということでありますが、この後の市の基本方針というのをつくりますので、そういった基本方針の中で毎日毎日のそういった授業の中で子供たちを育て見守るといったことを取り組んでいきたいと思っております。

それから、数値目標ということですが、まさにそうして、点数だけの競争主義にするとかという子供たちの競争主義とか、それから友人関係というものが子供たちのストレスになっていじめを誘発するということもありますので、過度な数値目標などには陥らないような学校教育を進めていきたいと思っております。

それから、保護者の責務ということですが、保護者に過度に介入するということはありませんでして、実はこの条例をつくってあるのも、茨城県内ではこうした条例をつくっているのは、きっと牛久市と、あと1つか2つぐらいしかないんですね。あとは教育委員会の規則にしちゃったり、設置条例で簡単におさめてしまっている市町村が多いのです。うちはこの条例をつくることによって、家庭も地域もみんなでいじめのことを考えていこうよと、いじめをみんなでやめようよというような、広くみんなに考える引き合いになればなと思って、あえて条例という形をとってここに出したような次第です。

それから、保護者の知る権利ということですが、できるだけいじめに遭った子供たち、保護者にはいろんな知る権利を伝えていこうと思っておるのですが、一方でプライバシーという問題もありまして、非常にいじめの問題はプライバシーがたくさん絡んだ問題であります。ですから、もし求めに応じて出していければと思っておりますが、基本的には市の情報公開条例等にも沿って出せるものを出していくというようなことでいければなと思っております。

質問に全部答えましたでしょうか。（「警察に依存してしまうこと」の声あり）実は警察等とは、学校警察連絡協議会というのがもともと、もう10年以上前から定期的に関わっております。これは未然防止、それから情報交換等で行っておりまして、暴力的な強いいじめがあった場合は、やはり警察の介入というのも必要になってくる場合もあるのかなと、大津のような場合が

ありますので、場合、場合によって対応を考えていければなと思っております。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 過去に牛久の場合でも、非常にいじめが原因だと思われていますが、亡くなったという事例もあるわけですね。その中で、非常にその被害者の親は、どうして自分の子供がどういう状況の中で暴力を受けて亡くなってしまったのか、それを知りたいということで、裁判まで起こしているいろいろやってきた経緯もありますけれども、やはり各地でそういうことで警察との関係も含まれますけれども、なかなかその遺族が自分の子供の状況ということを知ることができないということが今までであったと思うのですけれども、そうした問題について絡んでくるわけなのですが、その今の遺族の知る権利ということでは、その辺が改善されるということと見ていいのかどうかということをお伺いします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今までいろいろな問題があったときに、学校で話し合う、学校と教育委員会で話し合うということが多くありました。今回の条例をつくったものは、途中のそういうところに児童相談所とか外部の方々にも入っていただいて、途中オープンにしていこうという考えもあります。そこで、いじめの対策委員会等がこれまでの教育委員会と学校プラス外の方々にも入っていただきながら進めていくことによって、過度に隠すとか、隠蔽とかというような誤解を受けないような進め方ができればなと考えています。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第41号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第42号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第42号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第43号についての質疑を許します。ありませんか。16番遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、議案第43号について、2点にわたって質問いたします。

まずは、国保の課税限度額の変更ということですが、対象者が医療、それから後期高齢、介護納付、対象者が何人いるかどうか伺います。

そして、2点目には、所得基準の引き上げによる軽減の拡大ということになったのですが、5割につきましては、基準プラス26万円掛ける被保険者数ということなのですが、給与所得は幾らになるか。3人世帯ぐらいでどうなのかということ、そして単身者ではどうかということを伺います。2割軽減につきましては、47万円ということになりますが、これについても給与所得、幾らになるか伺います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 国民健康保険税条例の関係についてお答えいたします。

今回の改正は、課税限度額の引き上げと軽減拡大でございます。御質問の対象者数ですが、限度額の引き上げについてですが、基礎課税分では限度額超過の世帯の見込みとしましては、今回の改正により276世帯と見込んでおります。後期高齢者支援金分につきましては243世帯、また介護納付金分につきましては45世帯がこの限度額の超過となる見込みです。

それと、軽減世帯の所得の範囲と申しますか、それについての御質問にお答えいたします。こちらで今ちょっと資料がありますが、3人世帯の場合、夫の給与収入のみの場合の数字で申し上げます。5割軽減の世帯につきましては、184万円以下の方が軽減の対象になります。2割軽減につきましては、274万円の方が軽減の対象となります。

以上です。（「単身者についても伺いましたが」の声あり）

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 単身者については、今資料を持っておりませんので、後日示させていただきます。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） この国保の問題につきましては、たしか26年度もこのような賦課限度額の改正がありまして、一方では中所得者に負担を、そしてまた低所得というか、その軽減策ということが、常にこういうことで行われているのですが、国保会計からしますと、差し引き488万円の増額になるという市長の御説明がございましたが、このことによって国保のそういうところの収入以外にも影響というのが出てくるかどうか、その辺を確認したいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） このたびの改正による影響額ということでございますが、先ほど説明しました、課税限度額の引き上げによりまして600万円の増収となります。また、軽減措置、低所得者に対する軽減措置の拡大によりまして450万円の減収となりまして、差し引き150万円ですが、国、県の補助が軽減額に対しては、国が2分の1、県が4分の1でございますので、その軽減額に対する市の負担というのは112万円、先ほど議員がおっしゃったように、トータルとしますと488万円の増収ということになります。

市の国民健康保険事業の中に影響ということでございますが、国民健康保険につきましては、今加入者の高齢化等に伴って、毎年医療費がふえ続けておりますので、このふえた分、増収になる部分というのは、そういった医療の経費、医療費に主に充てていく、そういうことで考え

ております。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第43号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第44号についての質疑を許します。16番遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、質問を行います。今回の介護保険の改正なのですが、低所得者の第1号の保険者の軽減ということなのですが、まずなぜこの1号だけが対象となっているのか伺いたいと思います。

そして、これは、今回27年の4月から軽減というふうに言われたのですが、公布日からということにこの条例はなっております。4月からではないのかどうか伺います。

そして、次に今回、低所得者ということでは、第1号だけなのですが、消費税との、10%の関係で、今後の動向について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護保険の関係についてお答えいたします。

今回の改正は、介護保険の1号の保険料につきまして、これまで給付のほうでは5割の公費負担がありましたが、これとは別枠で国・県の公費を投入しまして、低所得者の保険料の軽減を強化する内容となっております。公費負担内容というのは、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということで、今回の改正はこの低所得者の軽減の第1弾としましては、まずは市民税非課税世帯の方の軽減が実施されるものです。

今回の改正、公布日からという御質問ですけれども、27年度分の介護保険料から適用となりますので、今後本算定の中で、この保険料が反映されていくこととなります。

それと、今後のことですけれども、消費税の増税が29年度に予定されております。それが実現すれば、この介護保険料につきましても、このさらに低所得者の拡大というのが予定されておまして、第1号、今回第1段階なのですが、第3段階までの所得分において軽減が拡大されるということが想定されておりますが、これはまた29年度からの話でございますので、その時点でまた議案として提出して、また御審議いただくこととなります。

以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、ちょっと確認の意味なのですが、今この条例では公布の日からというふうになっておりますが、本算定のときにこの軽減が該当してくるということなので、そうしますと4月からこの軽減が該当するかどうか、その辺をちょっと確認したいと

思います。

そして、1号だけが対象となっているのは、今回の法律の改正の中で、低所得者の方を対象ということで、今回介護保険の特別会計のほうにも載っておりますので、低所得者の保険料の軽減負担金、それについては収入、そして支出も確認しておりますが、今回こういうことで国のほうがこういうことでやってくると、一方では軽減策をやりつつ、その中でやはり市のほうでも200万円の負担が保険料の中で出てきていますね。こういうことで、やはり国との関係で市民負担、そしてまた市の負担というのもふえてくるということについては、やはり市としても何らかの、何ていうんですかね、負担を軽減する方策ですか、そういうような方向について伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 御質問にお答えいたします。

公布日からということで、先ほども御説明しましたがけれども、27年度の介護保険料の中で、本算定のときにこの改正に合わせた年額として改定がされます。ですから、4月から来年の3月分の保険料が軽減になるということでございます。

それと、200万円市の負担ということでございますけれども、これは仕組みからいくと、先ほど言ったように、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という負担割合が決まっております。これらの国・県の補助金を一般会計で受け入れまして、市の4分の1を加えて、それを介護保険の特別会計に繰り出すというような内容でございます。これが今回の補正予算等にも盛り込まれております。

市の負担が200万円ということでございますが、今回は特にこの第1弾としまして、特に所得の低い方に対する軽減が行われるものでございますので、これは国の制度に沿って市の負担をしていくというような内容でございます。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第44号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第45号についての質疑を許します。15番石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 45号議案について、2点ほど確認の意味でお尋ねをいたします。

団員定数の下方修正の議案でございますけれども、今後さらに下方修正をすることを考えているのかどうか、お尋ねをいたします。

それから、関連で今幹部団員というのは6名であると思っておりますけれども、これを増員する考えがあるのかどうか。また、増員するとすれば、何名ぐらいまでの増員を考えているのか。

以上2点についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） お答えいたします。

まず、1点目、これ以上下方修正があるかという御質問ですが、これ以上下方修正をしないで、逆に増員、入団、勧誘を強化して、増員を図っていきます。また、消防団OBや地域の消防経験者、あるいは女性の活用を図るよう、今後さらに効果的な施策を推進してまいりたいと思います。

それと、幹部の想定でございますが、今回の490名の場合の幹部につきましては、7名まず中隊が3中隊で副団長6名、そして団長1名ということで7名を想定しておりますが、今後、全体の490名というわけでございますので、幹部職員も増員を図っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第45号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第46号についての質疑を許します。16番遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、議案第46号について質問いたします。

8ページ、9ページのコミュニティFMを開局するとのこと。この問題につきましては、全員協議会でも説明をいただいておりますが、まずはこのコミュニティFMの開局に当たりましての目的、それとこのFMでどのような放送をする考えがあるのか、内容について。

それと、年間の維持費、どのくらいかかるのか。

それと、たしかこれを立ち上げるときにNPO法人を立ち上げるというふうに説明があったと思いますが、人員、それから構成、今後の運営について、またスポンサーを募っていくというようなこともありましたので、この辺のことについて伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） まず、目的でございますが、地域で行われているイベントや身近な話題、スポーツなど、こういうものを発信すると。この地域におけるコミュニティーの向上、さらなる地域の活性化を推進するために目的としております。また、エスカードビルなどの人の集まる場所、出先でそういうイベント的なものを放送したりすることで、そこに市民参加型のにぎわいをまちづくりに寄与していくものと思っております。

また、災害時の迅速かつ継続的な情報伝達と、これも大きな目的となっております。

放送内容ですが、あくまでもこれは市民参加型を目指しております。また、学校の子供たち、

あと地域の方々、こういうもの、また先ほど申しましたが、緊急放送ですね。こちらのほうも当然やっていきたいと思っております。

維持経費につきましては、全員協議会でも何度か御説明しておりますが、まず補助金500万円、それとあと委託費、市からの委託費、または民間からの委託費、こちらのほうも検討していきます。

また、コマーシャル代、こういうものも今後どんどん進めていきまして、補助金のほうをどんどん減らしていきたいという考えは持っております。

NPOの構成は、役員、従業員、そういうものが決まっております。それで、NPO法人の立ち上げのときに、縦覧をかけた中で、今法人を認められております。おっしゃっているのは、スタッフ的なものなのでしょうかね。こちらは今面接をしながら、今決めているところです。最終段階に入っております。あと、事務局とかそういうものを入れますが、こちらはまだ確定はしておりませんが、間もなく、来週末にそのコメンテータ的なものは決まっていくものと思っております。ちょっと資料のほうは、役員については後ほど提示したいと思います。

スポンサーにつきましては、商店の方、また阿見地域も広くありますので、阿見のアウトレットですか、そういうものとか、あと個人の会員のほうも募ってワンコイン会員とか、いろんな今検討している最中でございます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） そうしますと、今目的がイベントとかコミュニティ、災害のときには今あります防災無線、それから各行政区の班長まで配布をされているという防災ラジオ、そのほかかっぱメール、そういうのがあるのですが、そういうことがありながら、ここでまたコミュニティFMを立ち上げるということ、非常に何か疑問とするところがあります。

そういうのはなぜかという、やはり最初のほうはいいのですけれども、この運営が大変厳しいという、ほかの自治体の例なんかも聞いておりますので、今回は放送委託費1,473万9,000円、それから補助金の500万円、これは多分年間の費用だと思いますが、これに加えて、例えばスポンサーとかがきちっとついてくれば、また別な話になりますでしょうけれども、このスポンサーというのは大変不確定な部分がありますので、ここを収入というふうに見るとするのは大変厳しいのではないかと思いますので、この運営するに当たって、維持費というのが大変かかるのではないかと、その辺を再度伺いたいと思います。

それと、放送内容なのですが、先ほど言いましたように、今かっぱメール、かなりいろいろと、私どもも入っています。携帯にも入ってきますし、自宅のパソコンにもいろいろと市のイベント、それから学校の行事、いろいろと不審者情報なども入ってきますので、そういうもの

を使えば、かなりその辺はカバーできるんじゃないかと思うのですが、このような大変なお金をかけてやる意味というのが、大変ちょっと疑問かなというところがあります。

それで、この周波数ですよね、85.4メガヘルツということなのですが、FMというのは、私なんかあんまり聞かないですね。普通のAMラジオというのは常時聞いていることがあるのですが、そういうFMというところでなじみのちょっとないところで、こういうことが果たして運営がきちっとできていくのかどうか、その辺再度伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） まず、最初におっしゃってございました、その防災無線、メール、こういうものがありますが、実際、防災無線、防災ラジオ、これは非常に申しわけないのですが聞こえないという苦情が大変来ております。そういう中で、このFM放送を使ってそれをカバーしていくと。今、7月中旬にそのテスト放送をしまして、聞こえる、聞こえないを細かくチェックしまして、全員協議会でも御説明したとおり、そういう、もし聞こえない場合には費用をかけてでも全地域が聞こえるようなコミュニティFMをつくっていこうということで、今実際動いております。

維持費につきましては、議員御指摘のとおり、全国的に非常に運営は困難しているのは事実でございます。ただ、宇部市のほうできららというFM局がございます。こちらは黒字を出して運営している場所でございます。こちらに先般、NPOの方と市のほうが行きまして、いろいろ聞いてきました。そういう中でどう運営していけばいいのか、そういうものを聞いた中で、今後しっかりそういうものを捉えてやっていこうということで、今検討を進めているところでございます。

そういう中で、当然維持費のほう、補助金、市から出るものをどんどん少なくして、そういうコマмерシャル的なものをとれるように頑張ったいと思っております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。18番利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 今の答弁の中で、もう少し明確に答弁をお願いしたいと思います。年間の維持費というのはどのぐらいかかるのかということです。これはNPO法人に委託するわけでしょうけれども、そのNPO法人に払うほかに、当然その機械の費用等もあると思いますので、このコミュニティFMにかかわる維持、どのくらいと見ているのかという問題。

それと、先ほど答弁ありましたのは、ワンコイン会員というのはちょっとよくわからないのですが、これはどういう意味なのか。

それと、現在防災ラジオ、これもFMで飛ばしているというふうに思うのですが、コミュニティFMとこの防災ラジオのFM、電波の周波数が違うからかもわからないのですが、



どのように違うのか。

それと、現在自宅の中でFM放送というものは、例えば私のうちでは、全部閉めてしまうとFM放送は受信できません。そういったものを受信できるようにするのか。先ほど試験電波、7月に出すと言われておりましたけれども、どういう形で試験電波を出すのか。そして、またその防災ラジオ、今まで配布されたもの、それでも受信、当然できるのではないかというふうに思うのですが、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） まず、維持費でございますが、この前全員協議会のほうで御説明したとおり、放送委託費及び補助金で約2,000万円、ことしですね。来年度、一応は8月からですので、開局がですね、そこにプラス500万円程度を今のところ見込んでおります。

ワンコインは、500円で一般の方が参加したりするというのを、上のほうでやっているというのを聞いておりますが、ちょっと内容はまだ詳しく確認しておりませんが、500円でその放送に出て、自分がマイクを使って話したり、そういうもので、周りの方が出るとなれば、みんなに聞いてもらったり、そういうものを考えております。要するに、参加型にしてそのFM放送を皆さんに浸透させていこうというものを考えております。

防災ラジオにつきましては、5ワットという微弱のあれですが、FM放送は20ワットでいくと聞いておりますが、その防災ラジオにつきましては、そのFMで聞こえると。利根川さんの家が聞こえないというのですが、それは外部アンテナをつけたり、そういうものを考えております。それはちょっと専門家の意見を聞きながら、7月中にそういうのを調べていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 年間維持費の試算というのはされていると思うのですが、今のお話ですと、年間2,500万円かかるということなのですか。ちょっともう少し詳しく、ことし8月だから云々ということじゃなくて、じゃあ当然来年4月1日から1年間の維持費、当然試算をされていると思います。それは全てNPO法人に委託する費用なのか。それと、また当然保健センターの施設を使うわけですね。そこでの維持費用というものは、委託費用の中に全て入っているのかどうか、この補正予算で通れば始まるわけですから、その年間維持費なんていうのは当然わかっているはずですよ。それを何でもう少し詳しく答弁してくれないのかというのが、ちょっと理解できないんですね。

それで、試験電波で云々ですけれども、そのアンテナを立てるというのは、各個人のお宅にアンテナを立てるのですか。例えば私のうちでFMがよく入らなかったのも、自分でアンテナ

を屋根の上に立てて受信したという経験もあります。それは通常のFMですね。今7局ぐらいFMで出ていますかね。そういったものを聞けるようにするには、それなりに聞けるようにするには、自分でアンテナを立てざるを得なかったというような状況もあるわけです。その試験電波をする中で、どういうところまでやるのかということ。

それと、また先ほどの防災ラジオの問題についても、何だかできるのだから、できないのだから、よくわからない。ラジオについてはほとんど各家庭で用意しているFMラジオというのは通常販売されているものだと思いますし、市のほうで配られたものとそう大差ないと思うし、あとは小さな携帯用のFMラジオもあるわけです。そういったものからすると、どこまで試験電波を出して、どこまで聞こえるようにするのか。そして、聞こえない場合はどういう形でアンテナを立てるのか。これは全く今の説明ではわからないんですよ。ですから、もう少し詳しく、8月から導入するというなら、何でもっと詳しく説明できないのですか。お願いします。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 維持費の明細でございますが、先ほど申し上げましたとおり、市の補助金が500万円、それで放送委託料が約1,500万円を見込んでおります。また、NPO側では会費として5万円、あと広告料を約130万円、その他を見込んでおります。

今、最終的にそのスタッフをどう、何人必要なのか、あとアナウンサーをどう必要なのかというのを今、最終段階に入っております。そういう中で、また支出のほうもはっきりさせたいと思っております。これは7月中旬ぐらいまでにはしっかりと固まると思っております。

試験電波につきましては、専門家に確認したところ、まず電波を出さなければわからないということでございます。そういう中で、7月の中旬に出しまして、一応その専門家の車等で見るのと、あと行政区の方、区長にお願いしまして、持っているラジオで各個々で聞こえないかということをやっとやっていただきたいと思っております。今のところは依頼しているところでございます。まだ詳しくは、明確にはまだ計画のほうはその辺でとまっております。

ただ、そのアンテナがどういうアンテナならば聞こえるのかというのは、まだはっきりしません。外に大きな中継アンテナを立てなくちゃいけないのか、それとも個別の家の外部アンテナで済むのか、あと室内アンテナで済むのか、個々に違ってくると思います。また、アンテナがエスカードビルに発信電波、あそこは発信しますので、そちらに受けた、2階が一番聞こえるというのは聞いておりますが、そういう中で今検討を進めようとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第46号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第47号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第47号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第48号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第48号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第9、意見書案第3号を議題といたします。

—————○—————

意見書案第3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について

○議長（市川圭一君） これより、意見書案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で意見書第3号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第10、意見書案第4号を議題といたします。

—————○—————

意見書案第4号 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書の提出について

○議長（市川圭一君） これより、意見書案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で意見書案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第11、議案第49号を議題といたします。

—————○—————

議案第49号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 現在、上程しております議案に加え、本日補正予算及び人事案件の2件の追加議案を上程いたします。

まず、補正予算について御説明申し上げます。

議案第49号は、平成27年度牛久市一般会計補正予算でありまして、既定の予算額に3、

000万円を追加し、予算の総額を246億6,193万円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

本件は、牛久市立第二幼稚園の園舎耐震補強工事費の計上であり、財源となる歳入につきましては、国庫支出金の幼稚園施設環境改善交付金及び財政調整基金繰入金の計上であります。

牛久市立第二幼稚園の園舎につきましては、昨年度、耐震診断を実施したところ、3月末に文部科学省の基準値を下回っているという結果が示されました。この結果を受け、実施設計完了後、今年の第3定例会議において補正予算を計上し、年度内に耐震補強工事を完了できるよう、工程の検討を行ってまいりましたが、耐震補強工事は通常の実施設計に加え、外部の機関による耐震診査を受ける必要があり、全体の工程が当初見込みよりも長期にわたり、第3回定例会議での補正予算措置では年度内に事業の完了ができない見込みから、いち早く園舎の耐震補強工事に取りかかることのできるよう、今議会において追加補正予算として上程するものであります。

○議長（市川圭一君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第49号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第49号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第12、議員提出議案第8号を議題といたします。



議員提出議案第8号 牛久市長等及び牛久市議會議員政治倫理条例について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。18番利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） 議員提出議案第8号、牛久市長及び牛久市議會議員政治倫理条例についてであります。

現在の政治倫理条例は、執行機関である市長と、議決機関である市議會議員を同一視したもので、二元代表制の観点からすれば分離するのが当然と考え、章を変えて分離をしました。これまで何度か提案をし否決されてきましたが、その都度指摘された項目を修正してまいりました。

今回の修正は、請負契約等及び指定管理者の指定に関する遵守事項第4条第2項の1及び2、市民調査権第13条の第1項については、議員と同等とするものであります。

さらに、政治倫理審査会については、議決事項ではないので、現在の規則をそのまま適用し、本条例案が採択された後、必要項目を精査し改正するものといたします。

詳しくは、条例案をもって御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。  
以上です。

○議長（市川圭一君） 以上で18番利根川英雄君の提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第8号の質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議員提出議案第8号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第41号ないし議案第49号の9件、議員提出議案第8号の1件、意見書案第3号及び意見書案第4号の2件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれの所管常任委員会に付託いたします。つきましては、各常任委員会において受託案件を審査終了の上、来る19日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第13、議案第50号を議題といたします。



議案第50号 牛久市監査委員の選任について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 議案第50号は、牛久市監査委員の選任についてであります。

本件は、議員のうちから選任する監査委員につきまして、柳井哲也氏を選任しようとするものであります。

柳井氏は、識見、人格ともに優れた方であり、監査委員として適任者であると確信し、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

ここで、21番柳井哲也君に申し上げます。地方自治法第117条の規定により、除斥となりますので、退席をお願いします。

〔21番柳井哲也君退席〕

○議長（市川圭一君） これより議案第50号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第50号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第37条第3項の規定に

より、常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決いたします。

議案第50号、牛久市監査委員の選任について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

議案第50号、牛久市監査委員の選任について、議長は可決と裁決いたします。よって、議案第50号は同意することに決しました。

ここで、21番柳井哲也君の入場を許します。

〔21番柳井哲也君入場〕

○議長（市川圭一君） 着席のまま暫時休憩といたします。

午前11時05分休憩

---

午前11時06分開議

○議長（市川圭一君） 引き続き会議を開きます。

次に、日程第14、議員提出議案第6号を議題といたします。

○

議員提出議案第6号 特別委員会の設置について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。19番山越 守君。

[19番山越 守君登壇]

○19番(山越 守君) 議員提出議案第6号、特別委員会の設置につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この交通体系整備促進調査特別委員会は、本市の重要課題として地方自治法第109条及び牛久市議会会議規則第6条の規定に基づき、調査研究を行うため設置するものであります。

調査目的の主なものといたしましては、常磐線快速電車の延伸、首都圏中央連絡自動車道並びに関連アクセス道路、国道6号、同408号バイパスの早期整備の促進及び新しい公共交通システム整備促進のための調査研究であります。

なお、委員定数は7人とし、調査期間は付議事件の調査終了までとし、議会の閉会中も調査研究ができるようお願いをしております。

以上、御審議をいただきますようお願いを申し上げて、提案の理由といたします。

○議長(市川圭一君) 以上で19番山越 守君の提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第6号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市川圭一君) 以上で議員提出議案第6号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市川圭一君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市川圭一君) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市川圭一君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市川圭一君) これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第6号について採決いたします。

議員提出議案第6号、特別委員会の設置について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15、議員提出議案第7号を議題といたします。



議員提出議案第7号 特別委員会の設置について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。19番山越 守君。

〔19番山越 守君登壇〕

○19番（山越 守君） 議員提出議案第7号、特別委員会の設置につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この議会改革特別委員会は、本議会の重要課題として地方自治法第109条及び牛久市議会会議規則第6条の規定に基づき、調査研究を行うため設置するものであります。

調査目的としましては、前期の特別委員会で議会改革の実践に向けた取り組みを行ってまいりましたが、議会改革検討項目の調査検討をこれからも継続して取り組んでいく必要があることから、これまでの議論を継承するとともに、新たな検討項目も加味しながら、議会改革の推進に関する特別委員会を設置するものであります。

なお、委員定数は11人とし、調査期間は付議事件の調査終了までとし、議会の閉会中も調査研究ができるようお願いをするものでございます。

以上、御審議をいただきますようお願いを申し上げて、提案の理由といたします。

○議長（市川圭一君） 以上で19番山越 守君の提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第7号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議員提出議案第7号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

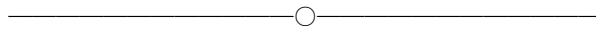
これより議員提出議案第7号について採決いたします。

議員提出議案第7号、特別委員会の設置について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（市川圭一君） お諮りいたします。

委員会審査及び議事整理のため、あす13日から18日までの6日間を休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、あす13日から18日までの6日間は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時12分散会